

人 権
Human Rights

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし
明るい上越市を築く総合計画
[第5次人権総合計画]

上越市

あらゆる差別のない市民の笑顔があふれるまち の実現を目指して

日本国憲法が施行されてから、まもなく75年を迎えます。この間、私たちの基本的人権は、憲法において「侵すことのできない永久の権利」として保障されてきました。

21世紀は「人権の世紀」と言われている一方で、今日でも同和問題を始め、高齢者や児童等への虐待、女性や障がいのある方に対する差別、外国籍の方への偏見など、様々な人権問題が後を絶ちません。

また、近年では、性的少数者（性のあり方が多数派と異なる人）に対する差別や偏見、インターネットやSNS上における人権侵害が深刻化するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染者やその家族等に対する誹謗中傷も顕在化しています。

上越市では、あらゆる差別の解消に向けて、この間、「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」の制定や「人権都市」の宣言、「人権総合計画」の策定など、様々な取組を進めてまいりました。

この度の第5次人権総合計画では、取り巻く情勢や問題の背景を考察する中で、関係団体との連携も図りながら、課題解決に向けた具体的かつ効果的な施策を、鋭意、実行していくこととしています。

「あらゆる差別のない市民の笑顔があふれるまち」を実現するため、職員一人ひとりが自信と誇り、矜持を持って、関係団体や市民の皆さんとともに、着実にこの計画を進めてまいります。

2022（令和4）年3月

上越市長 中川 幹太

人権都市宣言

すべての人は、生まれながらにして自由かつ平等に生きる権利を有しています。しかし、現実には、差別や虐待などで基本的人権が不当に侵される人権問題が発生しています。

私たち上越市民は、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等いかなる理由を問わず、市民一人ひとりをおかけがえのない存在として尊重します。

そして、お互いに相手の立場に配慮し思いやりにあふれた、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現に努めます。

人権条例の制定から10年が経過し、世界人権宣言60周年及び人権の尊重を基本理念の一つとした自治基本条例の制定年にあたり、あらためてすべての市民が人権尊重の理念を深く理解し、人権問題の解決のために積極的に実践することを誓い、ここに「人権都市」を宣言します。

2008（平成20）年12月18日 上 越 市

目 次

第1章 総合計画の概要

| | | |
|---|----------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の性格 | 1 |
| 3 | 計画の基本目標 | 1 |
| 4 | 計画の構成と期間 | 2 |
| 5 | 計画推進に向けて | 2 |
| 6 | 施策の推進体制 | 2 |
| | 体系図 | 3 |

第2章 プライバシーの権利保護

| | | |
|-----|---------|---|
| 第1節 | 個人情報の保護 | 5 |
| 第2節 | 人権侵害の救済 | 8 |

第3章 同和問題（部落差別問題）の根本的かつ速やかな解決

| | | |
|-----|-----------------------|----|
| 第1節 | 人権擁護の確立 | 11 |
| 1 | 部落差別事件等への対応 | 14 |
| 第2節 | 人権教育・啓発の推進 | 16 |
| 1 | 市民への人権啓発 | 16 |
| 2 | 就学前教育における人権教育・同和教育の推進 | 19 |
| 3 | 学校教育における人権教育、同和教育の推進 | 20 |
| 4 | 社会教育における同和教育の推進 | 23 |
| 第3節 | 社会参画の推進 | 25 |
| 第4節 | 雇用の促進、産業の振興 | 26 |
| 1 | 企業への啓発推進 | 26 |
| 2 | 雇用の促進、産業の振興 | 27 |
| 第5節 | 社会福祉の充実 | 28 |
| 第6節 | 生活環境の改善 | 29 |

第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

| | | |
|-----|-------------|----|
| 第1節 | 人権擁護の確立 | 31 |
| 第2節 | 人権教育・啓発の推進 | 33 |
| 第3節 | 社会参加の推進 | 35 |
| 第4節 | 雇用の促進・産業の振興 | 37 |
| 第5節 | 社会福祉の充実 | 39 |

第5章 男女共同参画社会の実現

| | | |
|-----|-------------|----|
| 第1節 | 人権擁護の確立 | 41 |
| 第2節 | 人権教育・啓発の推進 | 42 |
| 第3節 | 社会参画の推進 | 45 |
| 第4節 | 職業の安定と雇用の促進 | 48 |
| 第5節 | 社会福祉の充実 | 50 |

第6章 外国人市民の人権保障の実現

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 第1節 | 人権擁護の確立 | 53 |
| 1 | 国籍条項 | 54 |
| 第2節 | 人権教育・啓発の推進 | 55 |
| 1 | 人権啓発推進組織の充実 | 55 |
| 2 | 就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育・啓発の推進 | 56 |
| 第3節 | 社会参画の推進 | 58 |
| 第4節 | 職業の安定と雇用の促進 | 59 |

第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

| | | |
|-----|------------|----|
| 第1節 | 人権擁護の確立 | 61 |
| 第2節 | 人権教育・啓発の推進 | 63 |
| 第3節 | 社会参加の推進 | 65 |
| 第4節 | 社会福祉の充実 | 66 |

第8章 子どもの人権の確保

| | | |
|-----|-------------|----|
| 第1節 | 人権擁護の確立 | 69 |
| 第2節 | 人権教育・啓発の推進 | 71 |
| 1 | 理解の普及と意識の啓発 | 71 |
| 2 | 教育と学習 | 72 |
| 第3節 | 社会参加の推進 | 74 |
| 第4節 | 社会福祉の充実 | 76 |

第9章 様々な人権問題への対応

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 第1節 | 様々な人権問題への対応 | 79 |
| 1 | 新型コロナウイルス感染者等に対する偏見や差別 | 79 |
| 2 | エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別 | 80 |
| 3 | ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別 | 81 |
| 4 | 難病患者に対する偏見や差別 | 82 |
| 5 | 犯罪被害を受けた人への人権侵害 | 83 |
| 6 | 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別 | 84 |
| 7 | 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別 | 84 |
| 8 | インターネットによる人権侵害 | 86 |
| 9 | 北朝鮮当局による拉致問題 | 87 |
| 10 | 新潟水俣病患者に対する偏見や差別 | 88 |

資料

| | |
|----------------------------------|----|
| 人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例 | 91 |
| 第5次人権総合計画策定の経過 | 93 |
| 関係法令、計画等 | 94 |
| 上越市同和対策等審議会委員名簿 | 97 |

